

## 農用地の除外申請受付

2/27～2/27まで

農業振興地域に指定されている農用地に、住宅などの建築を計画している方は、農用地から除外し農地転用の許可を申請していただくことになっていきます。

昭和48年に策定された農業振興地域整備計画により、集団農用地の確保と農業の健全な発展を図るため、農用地として指定されている農地には、一般の建物を建築することが規制されています。このため、農用地から除外する手続が必要となります。

■申請受付 2月と8月の年2回(2月の受付期間は2日(月)～27日(金)まで)※土・日曜、

祝日は除く。

■申請窓口 産業振興課

■申請に必要な書類

- ・事業計画を記入する申請書
- ・理由書
- ・案内図
- ・公図の写し
- ・土地所有者の同意書
- ・印鑑証明書
- ・位置図
- ・登記簿謄本

※その他事業計画によって添付書類が異なります。

■産業振興課 2232

## 児童手当制度のご案内

児童手当は、小学校修了前の児童を養育している方に支給されます(所得制限あり)。

手当の支給は、申請日の翌月分からになります。

支給額(月額)

● 3歳未満 1万円

● 3歳以上

● 第1子・第2子

● 第3子以降

5千円

1万円

## 所得制限限度額表(19年中の所得)

扶養親族等の人数	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	460万円未満	532万円未満
1人	498万円未満	570万円未満
2人	536万円未満	608万円未満
3人	574万円未満	646万円未満
4人	612万円未満	684万円未満
5人	650万円未満	722万円未満
6人以上	1人増すごとに38万円加算	1人増すごとに38万円加算

※ここでいう所得とは、収入から必要経費(給与所得控除等)を差し引き、さらに8万円引いた額です。

■福祉課児童係 2160

## 農産物共進会入賞者

11月9日、伊奈町武道館において農産物共進会が開催されました。

288点の野菜・果樹などが出品され、特賞に8点、1等に10点、2等に20点が選ばれました。特賞に選ばれた方は次のとおりです。(敬称略)

- ◆埼玉県知事賞  
【日本なし】 西川 道子(柴中萩)
- ◆埼玉県さいたま農林振興センター所長賞  
【大根】 大石 和雄(丸山)
- ◆さいたま地区農業改良普及協議会長賞  
【ぎんなん】 齋藤 あき(南本)
- ◆上尾・桶川・伊奈農業委員会連絡協議会長賞  
【日本なし】 齋藤 榮一(柴中萩)
- ◆伊奈町長賞  
【里芋】 岡田 勝利(柴中萩)
- ◆伊奈町議会議長賞  
【キウイフルーツ】 波多野利子(柴中萩)
- ◆伊奈町農業委員長賞  
【甘しょ】 濱野 保明(大針)
- ◆あだち野農業協同組合代表理事組合長賞  
【日本なし】 澤田 芳男(小貝戸)



なお、11月25日に役場において表彰式が行われ、梨(幸水)および巨峰の共進会受賞者の表彰も併せて行われました。(幸水・巨峰の入賞者は9月・10月号に掲載してあります。)

## 国民年金制度の あらいまし



Q 国民年金にはどんな人が加入するの?

A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。職業によって次の3つの種類(被保険者)に分けられます。

第1号被保険者：学生、フリーアルバイト、自営業者など(第2号・第3号以外の人は収入にかかわらず第1号被保険者になります)

第2号被保険者：会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入している人)

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

※就職や退職、結婚などで加入の種類が変わったときは、その都度届出が必要です。

Q 年金って若いときにも関係あるの?

A 関係あります！国民年金は老後の年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときにも、障害基礎年金が支給されます。交通事故やけがなど、万が一のことはいつ自分の身に起こるかわかりません。そんなときに、

生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された家族を支える遺族基礎年金もあります。

Q 保険料はいくら？どうやって納めるの？

A 第1号被保険者の保険料は、1か月14,410円(平成20年度額)です。社会保険庁から納付書が送られてきますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座からの引き落としやクレジットカード納付もできます。(事前に申込みが必要です。)

月々の保険料に400円をプラスして納めると、老齢基礎年金を少し増やすことができます。保険料の制度もあります。(注)国民年金基金に加入している方は、付加保険料の申込みはできません。

Q 収入がなくて保険料を納められない場合は？

A 学生であれば、在学中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。学生でない方も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査があります。納められないときはそのままにせず、ご相談ください。

■住民課国民年金係 217

## 健康一口メモ

### 「飛蚊症」

飛ぶ蚊と書いて飛蚊症と読みます。この飛蚊症とは、黒い点・糸くず状の影または濁りのようなものが視界の中に見え、視線をずらしてもついてきて、あたかも虫のように見える症状のことをいいます。

この飛蚊症には治療が必要なものと、その必要がないものに分けることができます。では、どのようにしてこれらの症状が起こるのでしょうか。主な原因として①生まれつきによるもの②加齢によるもの③病気によって引き起こされるものがあります。

眼球の中には硝子体(しょうしたい)と呼ばれている(99%が水分で残り1%がコラーゲンと呼ばれる膠原質(こうげんしつ)の無色透明な線維様物とヒアルロン酸からなるゲル状物質)玉子の白身のようなものがあり、この線維様物が元来多いと生まれつきの飛蚊症の原因となることがあります。加齢によるものは、硝子体中の水分量が減少することによって硝子体そのものが萎縮し、眼底からはがれて浮き上がってしまいます。これは後部硝子体剥離と呼ばれ、加齢による飛蚊症の本体です。一般的には50歳代の約50%、60歳代の約60%、70歳代以降ではほとんどの人にこの症状が起こるものといわれています。

これらの飛蚊症は基本的には病気ではなく、特に治療の必要はありません。

では、どのような場合に治療が必要となるのでしょうか。それは網膜裂孔(もうまくれっこう)や剥離(はくり)、血管閉塞(へいそく)や糖尿病、ぶどう膜炎などにより、硝子体に出血や混濁を生じるときに治療が必要となります。ここで重要なことは、自分自身で飛蚊症の原因を特定することは困難であり、治療の必要な病的な飛蚊症か否かは、散瞳(さんどう)し(瞳孔を開く)眼底検査をしなければわかりません。眼病に伴う飛蚊症の場合は、治療により症状が消失する場合があります。加齢に伴う飛蚊症には残念ながら積極的な治療法はありません。しかし、時間の経過とともに症状が軽減し、あまり自覚されなくなることが多いようです。

飛蚊症の症状に気がつかれたら、自分で原因を判断せずに眼科にて検査を受けていただくことをお勧めいたします。

(桶川北本伊奈地区医師会)

「健康一口メモ」に関するご意見、ご感想をお寄せください。

あて先：企画課秘書広報係②213

第2回

## 「ごみの分け方・出し方」 「プラスチック製包装容器」

町ではごみ収集の際に、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ

9品目(プラスチック製包装容器、カン、ペットボトル、透明ビン、色付ビン、古紙、古着、蛍光管等、廃乾電池)の計11種類に分別して出すようお願いをしています。最近、ごみの分け方・出し方が不十分な状態のものが多く見受けられます。

ごみは、「混ぜるとごみ、分ければ資源」となりますので、分別にご協力ください。これから数回に分けて、ごみの分け方・出し方について広報等でお知らせしていきます。今回は資源ごみのうち「プラスチック製包装容器」についてです。

### 1. プラマークを確認

マークがないプラスチック製品は、「不燃ごみの日」に分別してお出しください。



### 2. 異物を取り除く

金属やガラスなどの異物が混ざると、リサイクルするための機械が故障したり、事故につながる可能性があります。このところ、釣り糸(不燃ごみ)や割りばし(可燃ごみ)の混入が多くみられますのでご注意ください。

### 3. 中をすすいで

マヨネーズやはちみつ、洗剤やシャンプーなどは、最後まで使い切ってから中を水ですすいでお出しください。また、キャップ類は、はずしてください。

●資源ごみ全般を出すときの注意  
それぞれの資源以外のものは混ぜないでください。資源

浄化槽を正しく管理しましょう  
浄化槽は、生活排水をきれいな水に処理してから川に流す役割を果たしています。その浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、保守点検や清掃を実施し、法定検査を受けなければなりません。

以外のものが混ざっている、資源として再利用できなくなってしまう。町長

### 浄化槽を正しく管理しましょう

①保守点検：浄化槽の点検、調整や修理。浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数を実施しなければなりません。県知事登録を受けた業者に委託してください。

②清掃：浄化槽内に生じた汚泥などの引き出しや調整、機器類の洗浄。年1回以上実施しなければなりません。町長

の許可を受けた業者に委託してください。  
③法定検査：①や②とは別に浄化槽の機能診断。社団法人埼玉県環境検査研究協会に依頼してください。

### 環境対策課②253

### 冬のエコライフ あなたが主役! 部屋と地球の 温度管理



キャンペーンキャラクター  
埼玉県のマスコット「コバトン」

★キャンペーン期間  
12月1日～3月20日

★キャンペーン期間  
12月1日～3月20日

★キャンペーン期間  
12月1日～3月20日

・こまめな消灯、電源オフ  
・マイバッグ持参で買い物  
★キャンペーン期間  
12月1日～3月20日

### 冬のエコライフDAY

「この日は、一日環境にいいことをしよう」と決めて、「エコライフDAY」に挑戦してみませんか。省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握してみましょう。自治会、学校、団体、企業単位で参加できます。

チェックシートは、役場環境対策課で配布します。個人参加の場合は、チェックシートのほか、埼玉県温暖化対策課のホームページからも参加できます。

http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolifeDAY.html

環境部温暖化対策課 830-3033、町環境対策課②252